

## 23 啓発の概要

### (1) 第47回衆議院議員総選挙・第23回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業実施要領

#### 第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら、進んで投票に参加する必要がある。

このため、県と市町の選挙管理委員会が一体となり、さらに民間団体の協力を得ながら、「投票参加」と「きれいな選挙」を強力に推進する。

#### 第2 第47回衆議院議員総選挙臨時啓発重点事項

##### ① 若い有権者に対する啓発

最近の国政選挙、統一地方選挙において、若い世代の投票率が低いことから、若い有権者に重点を置いた啓発活動を実施する。

##### ② 小選挙区の新しい選挙区を周知

衆議院議員小選挙区の区割り変更後、初めて新しい選挙区で選挙が行われることから、有権者に対して新しい選挙区を周知する。

#### 第3 啓発キャッチフレーズ・標語の設定

上記重点事項を推進するため、啓発キャッチフレーズ・標語を設定する。

「とうひょう日 ぼくの家族は かいきんしょう」(平成26年度金賞作品)

#### 第4 事業の進め方

- ① 総務省（中央選挙管理会）および市町選挙管理委員会と緊密な連携を保ちつつ、福井県明るい選挙推進協議会、市町明るい選挙推進協議会など各種団体との協力のもと、重點かつ効果的に事業を推進する。
- ② 各報道機関との密接な協力体制を確立し、各種広報媒体等の積極的な活用を通じて、重点事項に対する県民の意識の高揚を図る。

#### 第5 実施計画

別紙のとおり。

(2) 第47回衆議院議員総選挙臨時啓発事業実施計画

公示日	12月2日(火)
投票日	12月14日(日)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
1 街頭等における啓発 (1)一日選挙管理委員による啓発  (2)イベント会場における啓発  (3)県内のショッピングセンターにおける啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一日選挙管理委員」が候補者に対して明るい選挙の実践を要望</li> <li><u>コンサートや講演会など、若者が集まるイベントにおいて、投票を呼びかけ（啓発物を配布）</u></li> <li>県内2つ（嶺北1、嶺南1）のショッピングセンターにおいて、選管委員、明推協委員、C E P T等が参加し、投票を呼びかけ（啓発物を配布）</li> </ul>	12月3日(水) ～12月6日(土) 12月7日(日)	全県下 福井市ほか 福井市敦賀市 "
2 報道機関等の利用による啓発 (1)テレビスポット放送 ラジオスポット放送 映画館スポット広告  (2)新聞への広告掲載  (3)県広報媒体による啓発  (4)報道機関への啓発協力依頼  (5)フリーペーパーへの広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポットCMを制作し、テレビ(FBC、ftb)やラジオ(FBCラジオ、FM福井等)で放送し、映画館でも上映</li> <li>地元紙に広告を掲載</li> <li>県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県からのお知らせ等、新聞各紙での広報</li> <li>NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼</li> <li>フリーペーパーに広告を掲載</li> </ul>	12月2日(火) ～12月14日(日) 12月14日(日) 12月2日(火) ～12月14日(日) " 12月10日(水)	全県下 " " " " "

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
<b>3 啓発資材の配布、掲示による啓発</b> (1) 公共施設等掲示用ポスターの掲示 (2) 電車、バス車内吊り用ポスターの掲示 (3) 啓発物の配布 (4) コンビニエンスストアレジ画面広告 (5) 公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発 (6) 大学キャンパスでの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共機関、幼稚園、保育園、量販店、銀行、コンビニ、鉄道の駅構内等に掲示</li> <li>・鉄道、バスの車内に掲示</li> <li>・投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時に配布する チラシ、カイロ、クッキー、風船</li> <li>・コンビニエンスストアレジ画面広告を全国的に連携実施 (ローソン、ファミリーマート)</li> <li>・福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用</li> <li>・<u>学生に新しい選挙区を周知し、投票を呼びかけ</u></li> </ul>	12月2日(火) ~12月14日(日)  " "  12月4日(木) ~12月7日(日)  12月2日(火) ~12月14日(日)  "	全県下  " "  福井市ほか  " "  福井競輪 三国競艇  仁愛大学 福井大学 福井県立大学
<b>4 広報車等による啓発</b> (1) 啓発用テープ等の作成、配布 (2) すまいるバス車内CM (3) タクシー等へのステッカー掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車による巡回啓発を実施 各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼</li> <li>・すまいるバスにおける映像、車内CMによる啓発</li> <li>・タクシー、自動車学校教習車、県公用車にステッカーを掲示</li> </ul>	12月2日(火) ~12月14日(日)  "	全県下  "
<b>5 懸垂幕の掲出等</b> (1) 吊り看板 (2) 電光ボードの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR福井駅改札上に吊り看板を設置</li> <li>・JR福井駅西口の電光ボードの活用</li> </ul>	12月2日(火) ~12月14日(日)  12月2日(火) ~12月14日(日)	福井市  "
<b>6 選挙公報による啓発</b>	・選挙公報の空きスペースを活用した広報	12月2日(火) ~	全県下

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
7 インターネットによる啓発 (1) YouTube、ホームページの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビスポットCMを県のHP・YouTubeで公開</li> <li>・県のメールマガジンを利用した選挙啓発</li> <li>・企業のHPへの選挙のバナーの掲示および県HPへのリンクを依頼</li> <li>・県内在住者がインターネット（Yahoo! JAPAN）へアクセスした際、画面に選挙広告を掲示</li> </ul>	12月2日（火）～12月14日（日） 12月12日（金） 12月2日（火）～12月14日（日） 12月2日（火）～12月14日（日）	全県下 " " " "
(2) フェイスブック等の活用	・CEPTなどに随時、啓発活動情報を発信し、その情報をフェイスブック、ツイッター等で、知人等へ周知	12月2日（火）～12月14日（日）	"
8 その他 (1) 民間への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量販店、各種団体等に啓発協力を依頼（啓発放送、買物レシートへの広告掲載等）</li> </ul>	12月2日（火）～12月13日（土）	全県下
(2) 啓発標語の活用	・平成26年度明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語金賞作品 「とうひょう日 ぼくの家族はかいきんしょう」	"	"
(3) 啓発ポスターの活用	・平成26年度明るい選挙啓発ポスター <u>高等学校の部 文部科学大臣・総務大臣賞作品</u>	"	"
(4) 啓発ソングの活用	・啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを活用	"	"
(5) 庁内放送による啓発	・府内放送による投票参加の周知	12月5日（金） 12月12日（金）	県庁
(6) 明るい選挙推進街頭キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラクター人気投票（模擬投票）</li> <li>・啓発キャッチフレーズ・標語、ポスター入賞者表彰式</li> <li>・啓発物の配布 ほか</li> </ul>	11月29日（土）	エンゼルランドふくい

※ \_\_\_\_\_は、今回、新規もしくは拡充した取組項目

※ 各種啓発には福井県明るい選挙イメージキャラクター「めいすいサウルス（福井県のご当地めいすいくん、H24誕生）」を活用

# 24 福井県選挙管理委員会委員長談話

## (1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、衆議院議員総選挙の投票日を12月14日とする旨の公示がなされました。

今回の総選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識されて、選挙公報や政見放送、演説会をはじめ、昨年の法改正により、総選挙では初めて可能となるインターネットによる選挙運動等を通じて、候補者の人柄や政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託すにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

なお、今回の総選挙からは、従来の3つの小選挙区が、いわゆる「0増5減」の定数削減により、2つの小選挙区で選挙を行うよう区割りの見直しが行われていますので、十分御注意いただきますようお願いいたします。

今回も平成24年の総選挙同様、12月に投票が行われる「師走選挙」となりますが、年末の慌しい中、仕事などの用事で投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力をいただきますようお願いします。

また、最高裁判所裁判官国民審査につきましても、本日、投票日を12月14日とする旨の告示がなされました。各市町選挙管理委員会におかれましては、有権者に対し制度内容を十分周知徹底されるとともに、適切な管理執行をお願いします。

平成26年12月2日

福井県選挙管理委員会  
委員長 北川 稔

## (2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の変化の中において、私達の暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県明るい選挙推進協議会や市町と一緒に、「とうひょう日、ぼくの家族は かいきんしょう」をキャッチフレーズに、投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。

中でも、今回の選挙から従来の3つの小選挙区が、いわゆる「0増5減」の定数削減により、2つの小選挙区で選挙を行うよう区割りの見直しが行われたことから、啓発チラシやスポットCM等を使い、新しい区割りを周知しました。

さらに、若い世代の投票率が依然として低いことから、若者が集まるコンサート会場や県内の大学にも出向いて、積極的に投票参加を呼びかけました。

申しまでもなく、選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。

有権者の皆様におかれでは、「選挙の主役は、私たち。」であることを十分認識されて、一人でも多く投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって私たちの将来を託すにふさわしい候補者および政党に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

なお、衆議院議員総選挙は小選挙区比例代表並立制であり、小選挙区選出議員選挙の投票と比例代表選出議員選挙の投票の二つがありますので、有権者の皆様には貴重な一票が無効にならないよう御注意ください。

最後に、本日の投開票事務に従事される市町選挙管理委員会の皆様におかれでは、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いします。

平成26年12月14日

福井県選挙管理委員会  
委員長 北川 稔

## 25 表 彰

### 総務大臣表彰

#### (1) 選挙管理委員会委員の部

福井県選挙管理委員会

委員長

北川

みのる  
稔

#### (2) 民間団体・個人の部

おおい町明るい選挙推進協議会

福井県明るい選挙推進協議会 委員

藤嶋

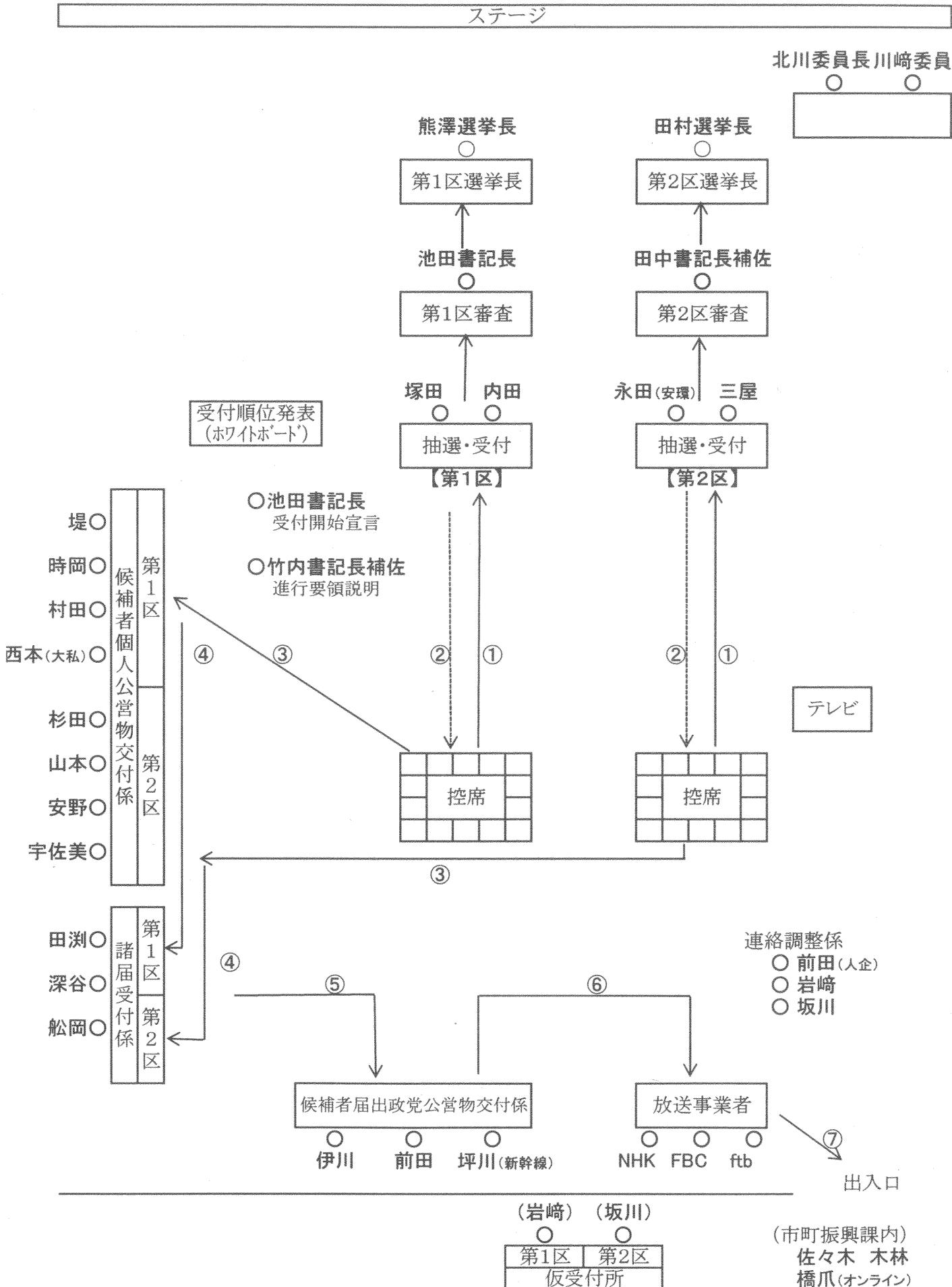
じょう  
二

## 26 立候補届出受付事務分担および配置図

係 名	分 掌 事 務	担 当 者
総 括	1 立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	池田書記長
仮 受 付 係	1 仮受付所における仮受付 2 選挙区別控え席への誘導 3 黒板の受付順位発表用紙に立候補予定者の氏名を記入	岩崎、坂川
抽選・受付係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 立候補届出受付時刻の確認 3 届出書・添付書類の確認	内田、塚田 三屋、永田
審 査 係	1 立候補届出受付順位決定のくじの進行 2 届出書類の内容の審査 3 立候補届出の受理・不受理の決定	池田書記長 田中書記長補佐 竹内書記長補佐
候補者個人 公営物交付係	1 公営物・諸証明書への立候補届出受理番号の記入 2 公営物・諸証明書の交付 3 受領書の徴収	堤書記、 時岡、村田 西本、杉田 山本、安野 宇佐美
諸届出受付係	1 選挙事務所設置届、選挙公営関係諸届出等の受理 2 選挙運動用ビラ証紙の交付（候補者用） 3 公営関係書類の交付	田渕書記、深谷 船岡
候補者届出 政党公営物 交 付 係	1 政党の公営物・諸証明書への届出受理番号の記入 2 選挙運動用ビラ証紙・ポスター証紙の交付（候補者届出 政党用） 3 公営物・諸証明書の交付 4 受領書の徴収	伊川書記、前田、 坪川
連絡調整係	1 立候補届出受付会場における事務連絡 2 総務省、市町、報道機関等の対応その他の連絡業務	竹内書記長補佐 前田、岩崎 坂川

衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出受付場所の配置図

平成26年12月2日(火)8:30~ 正庁



## 27 投・開票速報事務について

### (1) 投・開票速報要領

◎FAXで報告する事項

#### 1 報告事項等

第47回衆議院議員総選挙および第23回最高裁判所裁判官国民審査の投開票日当日における市町選挙管理委員会(以下「市町」という。)から県選挙管理委員会(以下「県」という。)へのFAXによる報告事項は、次のとおりである。

区分	報告時間	様式
投票当日の有権者数	午前8:30までに	様式1

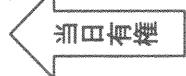
区分	小選挙区選挙		比例代表選挙		国民審査	
	報告時間	様式	報告時間	様式	報告時間	様式
投票状況 (中間投票率)	午前9:20から 1時間ごとに	様式2	—	—	—	—
投票結果	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3
開票中間速報	午後9:20から 30(20)分ごとに	様式4	12月15日の午前00:20から1時 間ごと(毎時20分) に〔未確定市町〕	様式5	—	—
開票結果	確定次第	様式6	確定次第	様式7	確定次第	様式8

(注) 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

#### 2 投票当日の有権者数に関する報告(様式1)

12月14日(日)午前8時30分までに、様式1により、指定されたFAX番号に報告すること。

(様式1)



第〇区一〇〇 市町名

投票当日の有権者数報告用紙

	送信時刻	時 分	送信者	受信者	検印	
	男	女	人	人		
国 内						人
在 外						
合 計	-					

- (注) 1 12月14日の午前8時30分までにFAXで報告すること。  
2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正するところがないよう正確に記入すること。  
3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれること。  
4 この用紙により報告した後、死亡等が判明し変動した場合は、午後9時30分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

### 3 投票状況（中間投票率）に関する報告（様式2）

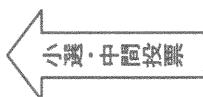
(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選出議員選挙」という。）のみを報告するものとし、次の中間投票率速報計画に記載の報告時刻までに、様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票率速報計画

回数	現在時刻	市町から県へ報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分

- (2) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
- (3) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
- (4) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- (5) 在外投票者数は含めないこと。
- (6) 県の発表は、前回(H24.12.16)および前々回(H21.8.30)の投票率と比較して行う。

（様式2－1）（第1報～第9報）



第〇区-〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報〔第 報〕

時00分現在	送信時刻	時 分	送 信 者				受 信 者				検 印
当時の有権者数（国内）			投票者数（国内）			投票率（%）					
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	人	%	%	人	人	%

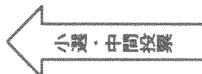
(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。

3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入することとし、今回の報告では算入しないこと。

4 在外投票者数は含めないこと。

(様式2-2) [第10報]



第〇区-〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報 [第10報]

午後8時00分現在			送信時刻	時 分	送 着		受 着		検印
当日の有権者数(国内)			投票者数(国内)(A)			投票率(%)			
男	女	計	男	女	計	男	女	計	%
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
うち期日前投票者数 (B)									
うち不在者投票者数 (C)									
当 日 投 票 者 数 (D)=(A)-(B)-(C)									

(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

- 2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
- 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- 4 在外投票者数は含めないこと。

#### 4 投票結果に関する報告(様式3)

- (1) 12月14日(日)午後9時30分までに、様式3により、指定されたFAX番号に報告すること。(報告は、5の開票中間速報の第1報と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。)
- (2) 小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選出議員選挙」という。)および最高裁判所裁判官国民審査それぞれについて記載すること。
- (3) 小選挙区選出議員選挙および比例代表選出議員選挙は、国内、在外および合計(国内+在外)の区分について、全て報告すること。
- (4) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者(事務責任者)と協議しておくこと。

(様式3)



第〇区-〇〇 市町名

投票結果速報用紙

選挙名			送信時刻	時 分	送 着		受 着		検印					
			当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小選挙区	国内		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%
	在外													
	合計 (国内+在外)													
比例代表	国内													
	在外													
	合計 (国内+在外)													
国民審査														

(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

- 2 投票結果は、12月14日(日)の午後9時30分までに、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、それぞれ記入し、FAXで報告すること。

## 5 開票速報計画

### (1) 小選挙区選出議員選挙

ア 小選挙区選出議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

## 開 票 速 報 計 画

回数	県へ報告する基本時刻 (具体的な時間は p 10 を参照)	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
10	0時40分	0時50分
11	1時00分	1時10分
12	1時20分	1時30分
13	1時40分	1時50分
14	2時00分	2時10分
15	2時20分	2時30分

(注) 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間速報を行うこと。

- イ p 10 の開票中間速報時刻一覧表に記載された各市町の報告時刻までに、様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。
- ウ 上記アの表中「基本時刻」の都度、県で集計を行うので報告時刻を厳守すること。

(様式4)

第〇区-〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 開票中間速報用紙

第 報	午 後 時 分送信	送 信 者	受 信 者	検 印
A	B	C	計	
			(開票率 %)	

(注) 開票率は、第1報から 開票数 で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

## (2) 比例代表選出議員選挙

比例代表選出議員選挙の開票状況速報は、12月15日(月) 0時10分現在 で確定していない市町のみが、様式5により、午前0時20分までに指定されたFAX番号に報告すること。(ただし、0時20分までに開票結果を様式7により県に報告し、待機解除の連絡を受けた市町を除く。)

以降、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXにより報告すること。

(様式5)

第〇区-〇〇 市町名

衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

午 前 時 分送信	送 信 者	受 信 者	検 印	
名簿届出政党等別得票数				
A	B	C	D	E
F	G	H	I	計
				(開票率 %)

(注) 1 開票率は、開票数 で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

2 午前0時10分現在 で確定していない市町のみが、午前0時20分までにFAXすること。以後、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXすること。

## 6 開票結果に関する報告（様式 6、7、8）

開票が確定したときは直ちに、小選挙区選出議員選挙にあっては様式6、比例代表選出議員選挙については様式7、最高裁判所裁判官国民審査にあっては様式8により、指定されたFAX番号に報告すること。

### （1）小選挙区選出議員選挙（様式6）

**小選・確定 第〇区一〇〇 市町名**

衆議院小選挙区選出議員選挙 候補者別得票数（確定）

後 午 前 時 分 送信 確定 時刻	後 午 前 時 分	送 信 者	受 信 者	検 印		
候補者別得票数					得票総数	
A		B		C	(A)	
法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)	いずれの候補者にも属しない票数 (C)	有効投票数 (A) + (B) + (C) (D)	無効投票数 (E)	投票数 (D) + (E) (F)	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 (F) + (G)

- （注） 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および小選挙区選挙が確定した旨を連絡すること。  
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。  
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

### （2）比例代表選出議員選挙（様式7）

**比例・確定 第〇区一〇〇 市町名**

衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等別得票数（確定）

後 午 前 時 分 送信 確定 時刻	後 午 前 時 分	送 信 者	受 信 者	検 印			
名簿届出政党等別得票数							
A党		B党	C党	D党	E党		
F党		G党	H党	I党			
得票総数 (A)	法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)	いずれの衆議院名簿届出政党等にも属しない票数 (C)	有効投票数 (A) + (B) + (C) (D)	無効投票数 (E)	投票数 (D) + (E) (F)	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 (F) + (G)

- （注） 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および比例代表選挙が確定した旨を連絡すること。  
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は関係政党等間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。  
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

(3) 最高裁判所裁判官国民審査（様式8）



第〇区-〇〇 市町名

最高裁判所裁判官国民審査 開票結果（確定）

後 午 前 時 分 送信	確定 時刻	後 午 前 時 分	送 信 者		受 信 者		検 印
裁判官氏名	罷免を可と する投票 (A)	罷免を可と しない投票 (B)	記載無効 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	無効投票数 (E)		
A					投票総数 (F) (D)+(E)		
B					持ち帰りその他 (G)		
C					投票者総数 (H) (F)+(G)		
D					無効投票率 (E)/(F)		
E							

(注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当者職員名および国民審査が確定した旨を連絡すること。

2 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

## 7 その他

- (1) 開票中間速報時刻一覧表に基づき、正確に報告すること。
  - ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他市町の報告に支障を来たさないようFAXの時間を厳守すること。
  - イ 速報計画は、第15報（午前2時20分）までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。
- (2) あらかじめ速報担当職員を指定しておく、速報が遅れないようにすること。
- (3) 県への報告は、専用電話、専用FAXで行うこと。
- (4) 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票結果速報（投票結果）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (5) 小選挙区選出議員選挙の候補者別得票数の中間速報（小選・開票中間）および比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等別得票数の開票状況速報（比例・開票状況）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (6) 小選挙区選出議員選挙における候補者別得票数の確定報告（小選・確定）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
 

なお、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した内容に訂正すべき点があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。
- (7) 比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票数の確定報告（比例・確定）および最高裁判所裁判官国民審査の罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等の確定報告（国審・確定）については、県から公表してよい旨の連絡を受けた後、その速報の内容を発表することは差し支えないこと。
- (8) 市町から報道機関に発表する場合は、県に報告した様式で行うことが望ましいこと。

◎文書で報告する事項

1 小選挙区選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式9）

小選挙区選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式9により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式9)

第  
平成 年 月 日  
号

衆議院小選挙区選出議員選挙  
福井県第一区選挙区選挙長 様

福井県 市（町）開票管理者

印

開票結果報告書

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第一区選挙区）の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票 総 数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投 票 数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

2 比例代表選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式10）

比例代表選出議員選挙の開票結果報告は、様式10により、別に指定する日時に関する書類を添付の上、持参すること。

（様式10）

第 号  
平成 年 月 日

衆議院比例代表選出議員選挙

福井県選挙分会長

様

福井県 市（町）開票管理者

印

開票結果報告書

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

記

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票 総 数	票	全衆議院名簿 届出政党等の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの衆議院 名簿届出政党等 にも属しない 有効投票数	票	無効投票数	票		

衆議院名簿届出政党等別得票数（別紙開票録写しのとおり）

（注）開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

### 3 最高裁判所裁判官国民審査に係る開票結果報告書（様式11）

最高裁判所裁判官国民審査の開票結果報告は、様式11により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式11)

第  
平成 年 月  
号

最高裁判所裁判官国民審査  
福井県審査分会長

様

福井県 市(町)開票管理者

印

### 開票結果報告書

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における開票の結果は、次のとおりであるから開票録の写しを添えて報告する。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票 総 数	票	無効投票 総 数	票	無効投票率	%

裁判官氏名	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としない 投 票 数	記載無効の 投 票 数	備 考
計				

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

## 8 開票中間速報時刻一覧表

区分 市町名	開票始時刻	1報	2報	3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報
		9:20	9:50	10:20	10:40	11:00	11:20	11:40	0:00	0:20	0:40	1:00	1:20	1:40	2:00	2:20
県発表	9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30	
<b>福井県第1区選挙区</b>																
福井市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
大野市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
勝山市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
あわら市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂井市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永平寺町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
<b>福井県第2区選挙区</b>																
敦賀市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
小浜市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
鯖江市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越前市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
池田町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
南越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
美浜町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
高浜町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
おおい町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
若狭町	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17

(注) 報告時刻は厳守すること。

(参考) 市町別開票開始時刻一覧

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻
福井県第1区選挙区		福井県第2区選挙区	
福井市	午後9時15分	敦賀市	午後9時00分
大野市	" "	小浜市	" "
勝山市	" 9時00分	鯖江市	" "
あわら市	" "	越前市	" "
坂井市	" 9時15分	池田町	" "
永平寺町	" 9時00分	南越前町	" "
		越前町	" "
		美浜町	" "
		高浜町	" "
		おおい町	" "
		若狭町	" 9時15分

9時00分開票

6市7町

9時15分開票

3市1町

# 投・開票速報実施要領

○…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

※報道機関あてFAXは広報課対応

## 1 速報の内容

項 目	速 報 内 容	市町選管		県選管				備 考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告	8:30	○	9:40	◎△			9:50 全市町から報告
2 投票状況 ①期日前投票	期日前投票者数に関する報告（小選挙区のみ）	9:00	○	11:00	○△	12:00	◎	11:10 全市町から報告
②中間投票率	中間投票状況に関する報告（小選挙区のみ）							
	第1報	9:20	○	9:40	◎△			9:50 全市町から毎時00分現在を報告（12:00現在の報告は不要）
	第2報	10:20	○	10:40	◎△	11:00	●	10:50
	第3報	11:20	○	11:40	◎△	12:00	●	11:50
	第4報	13:20	○	13:40	◎△			13:50
	第5報	14:20	○	14:40	◎△	15:00	●	14:50
	第6報	15:20	○	15:40	◎△			15:50
	第7報	16:20	○	16:40	◎△	17:00	●	16:50
	第8報	17:20	○	17:40	◎△			17:50
	第9報	18:20	○	18:40	◎△	19:00	●	18:50
	第10報	19:30	○	19:50	◎○△	20:30	●	20:00 第10報の報道発表は、期日前・不在者投票を含むが、総務省への報告は、期日前・不在者投票を含まない。 (19:00現在で20:00推計) (19:30現在) (20:00推計)
③投票結果	投票結果に関する報告（小選挙区、比例代表、国民審査）	21:30	○	22:00	◎○△		22:10	全市町から報告 確定次第、総務省に報告 (小選挙区別の投票結果のみFAXで総務省に報告)
開 票 中 間	①小選挙区 選挙区別市町別候補者別得票数	第1回	21:20	○	21:30	◎△	21:40	21:20から22:20までは30分ごと、22:20からは20分ごとに市町から報告
		第2回	21:50	○	22:00	◎△	22:10	
		第3回	22:20	○	22:30	◎△	22:40	
		第4回	22:40	○	22:50	◎△	23:00	
		第5回	23:00	○	23:10	◎△	23:20	
		第6回	23:20	○	23:30	◎△	23:40	
		第7回	23:40	○	23:50	◎△	0:00	
		第8回	0:00	○	0:10	◎△	0:20	
		第9回	0:20	○	0:30	◎△	0:40	
		第10回	0:40	○	0:50	◎△	1:00	
		～	～	～	～	～	～	

項目	速報内容	市町選管		県選管				備考	
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省		
開票中間	②比例代表 市町別政党等別得票数 未確定市町の開票状況	第1回	隨時	(○)	22:00	◎△	21:55	● 22:10	確定した市町の開票結果を集計
		第2回	隨時	(○)	23:00	◎△	22:55	● 23:10	
		第3回	隨時	(○)	0:00	◎△	23:55	● 0:10	
		第4回	随时	(○)	1:00	◎△	0:55	● 1:10	
		~	~	~	~	~	~	~	
		第1回	0:20	○	0:30	△			毎時10分現在で確定していない市町は0:20までに報告
		第2回	1:20	○	1:30	△			以後、1時間ごとに報告→確定個票の「落とし」
		~	~	~	~	~			
開票結果	①小選挙区 選挙区分別市町別候補者別得票数 (政党別得票数、法定得票数、供託物没収点を含む) 市町の確定個票			選挙区確定後	◎△	選挙区確定後	○●	選挙区確定10分後	各選挙区内市町確定後に、報道発表および総務省に報告
		随时	○	随时	△				確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
	②比例代表 市町別政党等別得票数 市町の確定個票			全市町確定後	◎△	全市町確定後	●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告
		随时	○	随时	△				確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
③国民審査	市町別罷免を可とする投票数等 市町の確定個票			全市町確定後	◎△	全市町確定後	○●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告
		随时	○	随时	△				確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」

(注)

- 選管専任書記は7:00までに、村田書記(HP担当)、橋爪書記(オンライン担当)、安野書記(報道機関提供担当)は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町振興課に集合(20:20までに6階大会議室入室)すること。
- 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。  
6階大会議室は暖房をお願いしていますが、各自寒くないよう工夫してください。
- 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 電卓、ホッチキス、黄色マーカー(チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等の消耗品は各自で用意すること。

## 2 各班事務分担表

報道機関に対するすべての情報提供は、紙およびF D（エクセルデータ）の提供により行う。  
(ただし、市町の開票確定個票および比例開票状況（未確定市町）個票の「落とし」は除く。)

分担事務		担当者	事務内容
1	投票当日の有権者数の受信、集計	竹内、内田、三屋、塙田、村田（HP） 安野（報道機関提供）	①全市町から8:30までに報告（FAX） ②9:40発表
2	期日前投票者数の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	竹内、内田、三屋、塙田（メール）、 村田（HP） 安野（報道機関提供）	①全市町から9:00までに報告（FAX） ②11:00発表 ③12:00総務省へ報告（メール）
3	中間投票率の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	竹内、内田、三屋、 塙田、村田（HP）、 橋爪（オンライン） 安野（報道機関提供）	全市町から次の時刻に受信（FAX）、発表、総務省へ報告 (受信) (発表) (総務省報告) ① 9:00現在 → 9:20 → 9:40 ② 10:00現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00 ③ 11:00現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00 ④ 13:00現在 → 13:20 → 13:40 ⑤ 14:00現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00 ⑥ 15:00現在 → 15:20 → 15:40 ⑦ 16:00現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00 ⑧ 17:00現在 → 17:20 → 17:40 ⑨ 18:00現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00 ⑩ 20:00現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30 (19:30現在) ※19:00現在で20:00時点を推計して報告
4	受信班	①田渕 福井市、小浜市、 越前町  ②前田 敦賀市、越前市、 美浜町  ③岩崎 大野市、南越前町、 おおい町  ④伊藤（情法） 勝山市、鯖江市、 永平寺町、池田町	次の報告の受信（FAX）、記載内容の確認 ①投票結果（21:30までに） ②小選挙区開票中間（21:13～） ③比例代表開票状況（未確定市町） （00:20～（1時間ごと）） ④開票結果（小選・比例・国審） ※ 投票結果および小選挙区開票中間が指定した時間までに未着の場合、直ちに送付するよう連絡する。 ※ 比例代表および国民審査の開票結果については、指示があるまで待機するよう連絡し、連絡調整班長の指示に従い、各市町に開票結果発表の許可（国民審査については、併せて待機解除）の連絡をする。

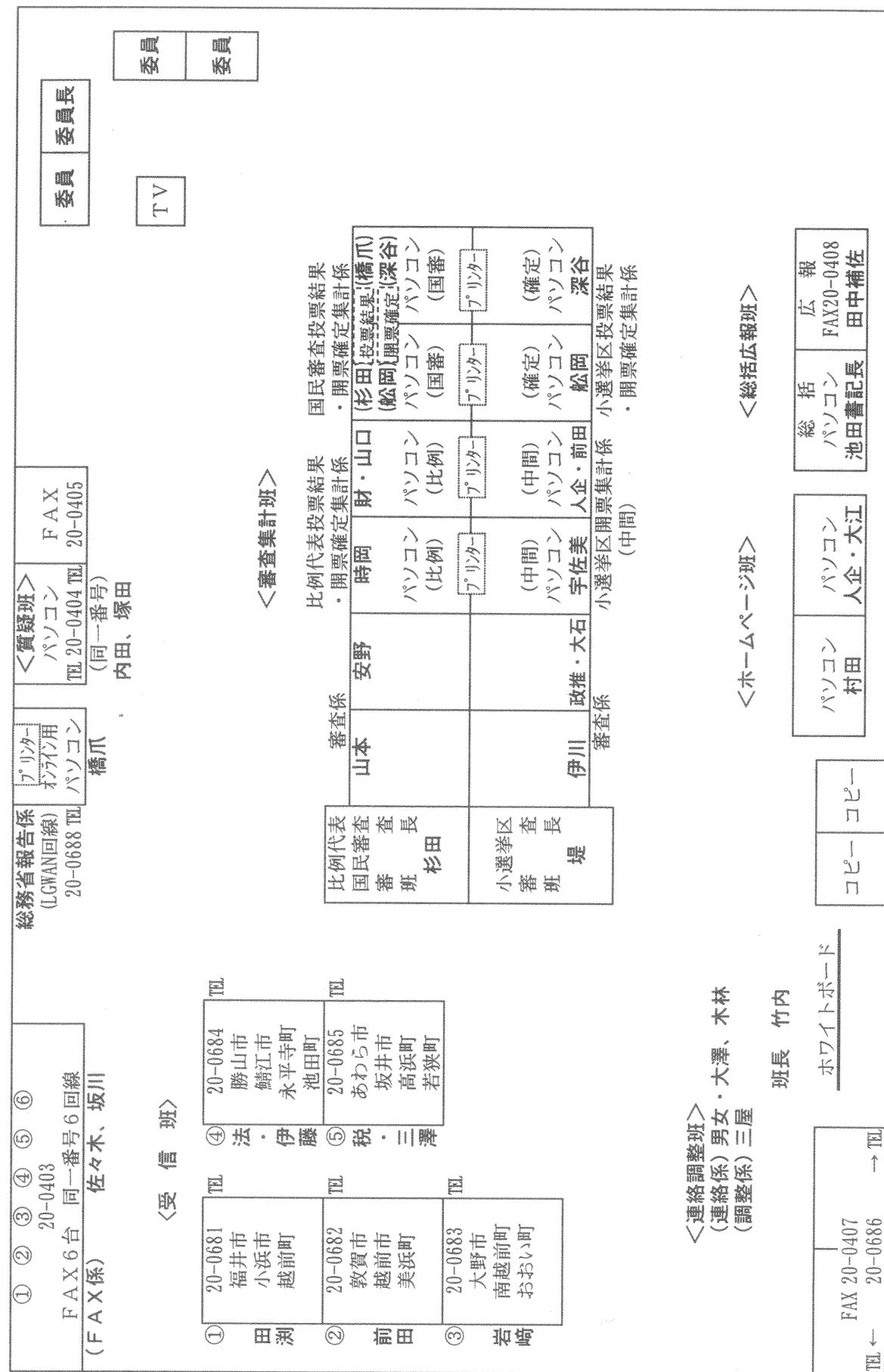
分担事務		担当者	事務内容
		⑤三澤（税） あわら市、坂井市、 高浜町、若狭町	
5	連絡調整班	班長：竹内	
	(1) FAX係	佐々木、坂川	①会場内の総合連絡 ②速報用紙の回送、コピー ③速報に異常がある場合の対応 ④開票確定報告の最終チェック
	(2) 連絡係	大澤（男女）、木林	
	(3) 調整係	三屋	
6	審査・集計班	比例代表国民審査班長：杉田 小選挙区審査班長：堤	※杉田は開始時、国民審査投票結果集計係を担当
	(1) 小選挙区投票結果・開票確定集計係	深谷、船岡	(1) 投票結果 ①全市町から 21:30までに報告 ②22:00発表（速報） ③23:00発表（確定）→ 総務省報告 (2) 開票結果 ①各市町からの報告に基づき入力 ②発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※選挙区内の全市町の結果を入力後に帳票出力 (発表事項) ・選挙区分別市町別候補者別得票数 ・法定得票数および没収点 ・政党別得票数 ③報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ④ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
	(2) 小選挙区開票集計係（中間）	前田（人企）、宇佐美	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※各市町からの報告時刻は、要領 p 10 参照 ※県の発表時刻は、要領 p 4 参照 ④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付

分担事務		担当者	事務内容
	(3) 比例代表投票結果・開票確定集計係	時岡、山口（財企）	<p>(1) 投票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全市町から 21:30までに報告</li> <li>②22:00発表（速報）</li> <li>③23:00発表（確定） → 総務省へ報告</li> </ul> <p>(2) 開票中間（確定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①開票速報要領に基づき、各市町から報告</li> <li>②各市町からの報告に基づき入力</li> <li>③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※県の発表時刻は、22:00から1時間ごと（毎時00分）</li> <li>④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付</li> <li>⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付</li> </ul>
	(4) 国民審査投票結果・開票確定集計係	国審・投票結果 杉田、橋爪 国審・開票確定 深谷、船岡 <small>※杉田、橋爪は、国民審査投票結果の集計（入力）が終了後、それぞれ比例代表・国民審査審査係、総務省報告係の業務を行う。</small> <small>※深谷、船岡は、小選挙区開票確定集計作業が終了後、国民審査開票確定集計作業を行う。</small>	<p>(1) 投票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全市町から 21:30までに報告</li> <li>②22:00発表（速報）</li> <li>③23:00発表（確定） → 総務省へ報告</li> </ul> <p>(2) 開票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各市町からの報告に基づき入力</li> <li>②全市町分を入力後、発表用の帳票を出力し、審査係へ回付</li> <li>③報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付</li> <li>④ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付</li> </ul> <p>※ 国民審査確定集計に当たっては、小選挙区確定集計を優先させること。</p>
	(5) 審査係	(比例代表、国民審査) 杉田、山本、安野 (小選挙区) 堤、伊川、 大石（政推）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①連絡班から回付された市町個票を集計係へ回付し、入力指示（班長）</li> <li>②集計係が出力した帳票を審査し、広報班へ回付</li> </ul>
	(6) 総務省報告係	橋爪	実施要領（p 1、2）に基づき、総務省へ報告 ※開始時、国民審査投票結果集計係を担当
6	質疑班	内田、塚田	質疑応答
7	総括広報班	池田課長、田中補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>①集計、広報の総括</li> <li>②広報課との連絡</li> </ul>
8	ホームページ班	村田、大江（人企）	当日有権者数、中間投票率、期日前投票結果、投票結果、開票中間、開票結果をホームページにアップロード（アップの前に必ず読み合わせを行う。）

分担事務		担当者	事務内容
9	<b>発表記録班 記者速報室</b>	広報課（20時～）  安野（～20時）	発表データを各報道機関へ提供 ①紙資料の配付（県政記者室） ②一斉メール送信 ③一斉FAX（以下の3種類のみ） ・期日前投票結果（塚田） ・中間投票率第10報（安野） ・投票結果（速報）（広報課）

**投・開票速報体制配置図 (6階大會議室)**

FAX : 9回線 (番号4個) FAX : 10回線 (番号8個)



#### (4) 投・開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	FAX番号	県FAX番号	担当者	確定報告連絡用電話番号	備考
福井市	(080) 1946-5308 (090) 6817-7710	(0776) 25 - 3039		① 田渕	(0776) 20-0681	
小浜市	(0770) 53 - 3830	(0770) 53 - 3831				
越前町	(0778) 42 - 5068	(0778) 42 - 5069				
敦賀市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7041 (0770) 21 - 7042		② 前田	(0776) 20-0682	質疑専用電話番号 (0776) 20-0404
越前市	(0778) 24 - 4418	(0778) 24 - 4419				
美浜町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922				
大野市	(0779) 65 - 8740	(0779) 65 - 8741		③ 岩崎	(0776) 20-0683	FAX番号 (0776) 20-0405
南越前町	(0778) 47 - 2931	(0778) 47 - 2932				
おおい町	(0770) 77 - 1111	(0770) 77 - 1289		④ 法・伊藤	(0776) 20-0684	
勝山市	(0779) 88 - 1265	(0779) 88 - 1266				
鯖江市	(0778) 51 - 3183	(0778) 51 - 3184				
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276				
池田町	(0778) 44 - 7451	(0778) 44 - 7452				
あわら市	(0776) 73 - 2907	(0776) 73 - 2908				
坂井市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697				
高浜町	(0770) 72 - 3645 (0770) 72 - 3646	(0770) 72 - 3647		⑤ 税・三澤	(0776) 20-0685	
若狭町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595				

(注) 投票当日の有権者数、投票状況（中間・結果）、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記のFAX番号 (0776-20-0403) に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙をFAX送信し、その後、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、小選挙区選出議員選挙について3.5%、比例代表選出議員選挙について7.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会があるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡FAX番号は、0776-20-0407とする。

# 投票用紙等配付計画

## 28 投票用紙等配付計画

第47回衆議院議員総選挙および第23回最高裁判官・検査官・公認会計士選挙			種 別			事 項			梱 包・配 付 計 画 等		
月	日	曜 日				( 小 )	( 比 )	配 付			
			○ 在外選挙用投票用紙等			( 小 )	( 比 )	平成26年11月24日(月) 委員長・審査会議において配付	梱 包	……投票用紙等配付部数一覧表(在外投票関係分)に基づき、市町別に梱包	
			○ 投票用紙 ○ 点字投票用紙 ○ 評議員不在者投票用紙 ○ 評議員不在者投票用内封筒 ○ 投票用外封筒 ○ 運便等による不在者投票における投票用外封筒(通常用) ○ 運便等による不在者投票における投票用外封筒(代理記載者用) ○ 投票用内封筒 ○ 不在者投票証明書用封筒 ○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書(通常用) ○ 運便等投票証明書(代理記載族当用) ○ 運便等投票証明書(代理記載者用) ○ 運便等投票証明書(代理記載と併せを行う) ○ 運便等投票証明書(代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書) ○ 代理記載ができる選舉人に該当しなかつた旨の届出書 ○ 代理記載人などによるべき届出書 ○ 代理記載人などの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			( 小 )	( 比 )		梱 包	……投票用紙等配付部数一覧表(在外投票関係分)に基づき、市町別に梱包	配 付……次のとおり
25	火		○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書 ○ 代理記載族当用 ○ 代理記載者用 ○ 代理記載と併せを行う ○ 代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書 ○ 代理記載人が異なることとの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			"	"	11月25日(火) ~11月27日(木)	梱 包	県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市	1号車(4市1町)
11	金		○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書 ○ 代理記載族当用 ○ 代理記載者用 ○ 代理記載と併せを行う ○ 代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書 ○ 代理記載人が異なることとの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			"	"	11月25日(火) ~11月27日(木)	梱 包	県庁→福井市→越前町→鶴江市→越前市→南越前町→池田町	2号車(3市3町)
28	金		○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書 ○ 代理記載族当用 ○ 代理記載者用 ○ 代理記載と併せを行う ○ 代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書 ○ 代理記載人が異なることとの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			"	"	11月25日(火) ~11月27日(木)	梱 包	県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町→高浜町	3号車(2市4町)
12	火		○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書 ○ 代理記載族当用 ○ 代理記載者用 ○ 代理記載と併せを行う ○ 代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書 ○ 代理記載人が異なることとの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			"	"	11月28日(金) 午前9時 岐阜発	配 付	11月28日(金) 午前9時 岐阜発	配 付
3	水		○ 不在者投票証明書 ○ 運便等投票証明書 ○ 代理記載族当用 ○ 代理記載者用 ○ 代理記載と併せを行う ○ 代理記載ができる選舉人に該当する旨の届出書 ○ 代理記載人が異なることとの同意書 ○ 謝意書 ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(通常用) ○ 不在者投票における投票用紙等の請求書(代理記載用)			"	"	12月2日(火) 午後8時ごろ予定	事前送信……順序決定のじ後、期日前投票・不在者投票所内名簿等掲示(比)をFAXおよびメールで事前送信		
12	火		○ 期日前投票所・不在者投票所内名簿等掲示(FAX、メール)			( 比 )	( 比 )	送 信	12月2日(火) 午後8時ごろ予定	事前送信……順序決定のじ後、期日前投票・不在者投票所内名簿等掲示(比)をFAXおよびメールで事前送信	
12	火		○ 投票用紙 ○ 点字投票用紙 ○ 評議員不在者投票用紙 ○ 關選結果報告書 ○ あん分区計算書 ○ 交付せん用紙 ○ 投票記載台用表示 ○ 投票上の注意書 ○ 空虚確認書 ○ 投票用紙等受払計算書 ○ 關選結果報告書 ○ あん分区計算書 ○ 交付せん用紙 ○ 投票記載台用表示 ○ 投票上の注意書 ○ 期日前投票所・不在者投票所内名簿等掲示 ○ 点字裁判官名簿(期日前投票・不在者投票用)			"	"	12月3日(水) ~12月4日(木)	梱 包	12月3日(水) ~12月4日(木)	配 付
5	金		○ 評議員不在者投票用紙 ○ 關選結果報告書 ○ あん分区計算書 ○ 交付せん用紙 ○ 投票記載台用表示 ○ 投票上の注意書 ○ 期日前投票所・不在者投票所内名簿等掲示 ○ 点字裁判官名簿(期日前投票・不在者投票用)			"	"	12月5日(金) 午前9時 岐阜発	配 付	12月5日(金) 午前9時 岐阜発	配 付……11月28日(金)と同様ルート。
12	火		○ 評議員不在者投票用紙 ○ 關選結果報告書 ○ あん分区計算書 ○ 交付せん用紙 ○ 投票記載台用表示 ○ 投票上の注意書 ○ 期日前投票所・不在者投票所内名簿等掲示 ○ 点字裁判官名簿(期日前投票・不在者投票用)			"	"	12月3日(水) ~12月4日(木)	梱 包	12月3日(水) ~12月4日(木)	配 付……投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包(県選管)
12	火		○ 評議員不在者投票用紙 ○ 關選結果報告書 ○ あん分区計算書 ○ 交付せん用紙 ○ 投票記載台用表示 ○ 投票上の注意書 ○ 期日前投票所・不在者投票所内名簿等掲示 ○ 点字裁判官名簿(期日前投票・不在者投票用)			"	"	12月5日(金) 午前9時 岐阜発	配 付	12月5日(金) 午前9時 岐阜発	配 付……投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包(県選管)
12	月		○ 投票所内名稱等掲示 ○ 投票記載所名簿(投票当日用) ○ 点字裁判官名簿(投票当日用)			"	"	12月8日(月)	梱 包	12月8日(月)	配 付
12	月		○ 投票所内名稱等掲示 ○ 投票記載所名簿(投票当日用) ○ 点字裁判官名簿(投票当日用)			"	"	12月9日(火)	梱 包	12月9日(火)	配 付

【投票用紙等配布部数一覧】

	平成26年 9月2日現在 選挙人名簿 登録者数	投票所数	1 投票用 紙	2 点 投票用 紙	3 字 船員不在者 投票用紙	3-2 船員不在者 投票用紙 (点字)	4 船 員 不 在 者 投票用紙 外封筒	5 船 員 不 在 者 投票用紙 内封筒	投 票 用 筒	郵便等による不在 者投票用外封筒 (通常用)	
			(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(最)	(小・比兼用)	(最)			
福井市	214,748	106	220,000	1,300						2,300	200
敦賀市	54,337	28	56,000	200	20	20	20	20	20	800	100
小浜市	24,911	18	28,000	100	20	20	20	20	20	700	80
大野市	29,432	27	31,000	100						500	100
勝山市	20,887	19	23,000	100						700	100
鯖江市	54,183	17	55,500	200						500	40
あわら市	24,388	17	27,000	100						500	50
越前市	65,707	32	68,500	220						700	100
坂井市	74,175	28	77,000	150	10	10	20	20	20	600	90
市計	562,768	292	586,000	2,470	50	50	60	60	60	7,300	860
永平寺町	15,640	19	17,000	50						300	50
池田町	2,596	7	3,300	5						50	20
南越前町	9,352	16	10,500	40						200	30
越前町	18,949	26	21,500	70						500	70
美浜町	8,584	7	10,100	10						200	50
高浜町	8,739	13	9,000	20	30	30	60	60	60	200	30
おおい町	6,898	21	7,900	50						250	60
若狭町	13,027	11	14,000	20						200	50
町計	83,785	120	93,300	265	30	30	60	60	60	1,900	360
予備	—	—	1,700	165	110	110	120	120	120	2,500	230
県計	646,553	412	681,000	2,900	190	190	240	240	240	11,700	1,450

	8 郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載者用) (小・比・最)	9 投票用封筒 (小・比・最)	10 仮投票用封筒 (小・比・最)	11 不在者投票用封筒 (兼用)	12 不在者投票証明書 (兼用)	13 郵便等投票証明書 (通常用) (兼用)	14 郵便等投票証明書 (代理記載該当) (通常用) (兼用)	15 郵便等投票証明書交付申請書 (通常用) (兼用)	16 郵便等投票証明書交付申請書 (代理記載と併せ行う) (兼用)	17 代理記載ができる選挙人に該当する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 (兼用)
福井市	20	2,520	300	250	250	100	50	10	10	10
敦賀市	30	930	100	100	100	50	30	10	10	10
小浜市	20	800	100	100	100	50	30	10	10	10
大野市	10	610	100	100	100	50	30	10	10	10
勝山市	30	830	100	100	100	100	50	50	10	10
鯖江市	10	550	100	100	100	50	50	10	10	10
あわら市	20	570	100	100	100	50	50	10	10	10
越前市	10	810	150	100	100	50	10	10	10	10
坂井市	10	700	100	200	10	50	10	10	10	10
市計	160	8,320	1,150	1,150	960	550	310	130	90	90
永平寺町	40	350	40	100	100	30	30	30	30	30
池田町	10	80	20	30	30	20	20	20	10	10
南越前町	30	260	40	30	30	30	30	30	30	30
越前町	30	600	70	100	100	50	30	50	30	30
美浜町	20	270	50	100	100	50	50	50	50	50
高浜町	20	250	50	100	100	30	20	30	20	20
おおい町	60	370	60	200	200	60	60	60	60	60
若狭町	20	270	50	100	100	20	20	20	20	20
町計	230	2,450	380	760	760	290	260	290	250	250
予備	260	3,030	270	290	380	260	180	230	160	160
県計	650	13,800	1,800	2,200	2,100	1,100	750	650	500	500

	18 代理記載ができる 選挙人に該当 しなくなつた旨 の届出書 (兼用)	19 代理記載人と なるべき者の 届出書 同意書および 宣誓書 (兼用)	20 代理記載人と なることの 交付申請書 (兼用)	21 障害証明書 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (通常用) (兼用)	22 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	23 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	24 選挙人名簿 登録証明書 (兼用)	25 選挙人名簿 登録証明書 交付申請書 (兼用)	26 不在者投票 書調 (小・比・最)	27 代理投票 書調 (小・比・最)	28 在外投票に 関する調書 (小・比)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	600	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	3
小浜市	10	10	10	10	50	30	5	5	100	100	3
大野市	10	10	10	10	10	10	10	10	50	100	3
勝山市	10	10	10	10	50	10	5	10	100	100	3
鯖江市	10	10	10	10	10	10	5	5	10	100	3
あわら市	10	10	10	10	10	10	10	10	50	50	3
越前市	10	10	10	10	100	10	5	5	5	100	6
坂井市	10	10	10	10	10	10	10	10	50	250	3
市計	90	90	90	90	260	110	70	75	385	1,500	37
永平寺町	30	30	30	10	30	30	10	10	60	90	5
池田町	10	10	10	10	20	10	5	5	20	20	3
南越前町	30	30	30	10	30	30	15	15	60	80	3
越前町	30	30	30	10	70	30	10	10	80	200	3
美浜町	50	50	50	10	50	50	15	15	100	100	3
高浜町	20	20	20	10	30	20	20	20	30	50	3
おおい町	60	60	60	20	60	60	20	20	80	120	6
若狭町	20	20	20	10	20	20	10	10	100	100	6
町計	250	250	250	90	310	250	105	105	530	760	32
予備	210	210	210	70	430	290	125	120	335	740	61
県計	550	550	550	250	1,000	650	300	300	1,250	3,000	130

	29 在外選挙人 の不在者投 票に関する 調 査 (小・比)	30 投票 票	31 所 録	32 期 投票 票	32-2 日 前 所 録	33 日 前 所 録	34 引 繼 書	35 開 票 録	36 空虚確認書	37 投票用紙等 受 扱 算 書	38 開 票 結果 告 報 書	39 あ ん 分 算 書 (小・比)
	(小・比・最)	(小・比)	(小・比)	(小・比)	(最)	(小・比)	(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(兼用)	(小・比・最)	(小・比)
福井市	10	300	10	300	200	100	50	3	300	300	3	20
敦賀市	10	100	3	0	30	30	80	6	100	70	4	20
小浜市	3	60	3	0	30	30	60	3	60	20	5	20
大野市	3	70	3	60	40	30	50	3	70	70	3	20
勝山市	3	80	3	0	30	30	100	3	75	75	2	20
鯖江市	3	60	3	0	10	10	30	4	60	10	4	20
あわら市	3	60	3	30	30	30	40	3	60	60	3	20
越前市	6	70	7	30	40	30	70	5	80	100	5	10
坂井市	3	100	4	0	70	150	150	3	80	180	5	20
市計	44	900	39	420	480	440	630	33	885	885	34	170
永平寺町	5	40	5	50	50	30	40	5	65	60	5	20
池田町	3	30	3	30	30	0	50	5	24	21	5	20
南越前町	3	60	5	100	60	30	80	5	50	50	6	60
越前町	3	80	3	150	100	30	50	3	80	80	3	20
美浜町	3	30	3	0	30	30	30	5	25	25	2	20
高浜町	3	30	3	0	30	30	60	3	30	50	2	20
おおい町	6	70	6	70	60	70	120	6	90	90	4	40
若狭町	6	30	6	50	50	50	70	6	30	60	3	20
町計	32	370	34	450	410	270	500	38	394	436	30	220
予備	44	130	57	180	110	90	20	29	71	79	26	90
県計	120	1,400	130	1,050	1,000	800	1,150	100	1,350	1,400	90	480

	付せん(40小・比)						付せん(41最)						42投票記載台用表示 (小・比)	
	個々点検			個々点検										
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳	その1	その2	その3	その4	その5	その6	集計表 (その1~4)	
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1,500	
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	600	
小浜市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
大野市	1,000	500	200	500	100	50	1,000	200	1,000	200	300	30	200	400
勝山市	1,000	500	100	500	150	50	1,000	300	1,000	300	300	50	150	300
鯖江市	1,000	500	200	500	10	10	1,000	300	1,000	300	300	30	200	400
あわら市	10	10	10	10	10	10	1,000	100	1,000	200	200	20	200	300
越前市	10	10	10	10	10	10	1,800	260	2,100	360	400	40	280	450
坂井市	10	10	10	100	10	10	500	100	1,500	100	100	20	300	400
市計	3,060	1,560	560	1,650	320	170	6,330	1,290	7,630	1,490	1,630	220	1,360	4,650
永平寺町	700	250	200	250	120	90	700	150	1,000	150	300	30	150	150
池田町	200	50	20	100	10	20	400	50	400	50	100	10	30	50
南越前町	500	200	100	200	100	30	400	70	600	50	100	10	100	120
越前町	800	300	200	200	50	50	900	150	1,000	200	200	20	200	300
美浜町	500	200	200	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	50
高浜町	500	200	100	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	70
おおい町	800	200	150	150	100	60	500	100	700	100	200	20	150	150
若狭町	800	200	200	200	50	30	600	100	600	100	100	20	200	100
町計	4,800	1,600	1,170	1,500	530	340	4,300	720	5,500	750	1,200	130	930	990
予備	2,240	1,240	670	1,250	450	290	1,170	390	1,470	360	570	200	460	310
県計	10,100	4,400	2,400	4,400	1,300	800	11,800	2,400	14,600	2,600	3,400	550	2,750	5,950

	43 投票区 氏名掲示 (最)	44 投票上の 注意書き (最)	45 選挙公報(小・比) 審査公報(最)	46 不在者投票所内 名称等掲示 (比)	47 期日前投票所内 名称等掲示 (比)	48 投票所内 名称等掲示 (比)	49 投票記載所 名称等掲示 (比)	50 点字候補者等名簿(小・比) 点字裁判官名簿(最)		
								不在者投票用	期日前投票用	投票当日用
福井市	250	250	117,430		40	250	1,500		30	150
敦賀市	60	60	28,000		6	60	600		10	60
小浜市	40	40	12,500		6	40	300		3	40
大野市	50	50	13,000		6	60	400		10	60
勝山市	60	60	9,000	47と併せて	6	60	300	期日前投票用と併せて	8	45
鯖江市	50	50	23,000		6	50	400		8	55
あわら市	40	40	12,000		10	50	300		8	40
越前市	75	75	28,000		10	75	450		10	75
坂井市	100	100	32,000		50	70	400		10	70
市計	725	725	274,930	0	140	715	4,650	0	97	595
永平寺町	40	40	7,300		15	50	140		9	35
池田町	15	15	1,200		5	15	50		3	15
南越前町	40	40	3,800		15	40	110		9	32
越前町	60	60	7,800	47と併せて	10	60	300	期日前投票用と併せて	10	60
美浜町	16	16	4,000		5	16	50		3	16
高浜町	26	26	4,200		5	30	70		3	26
おおい町	50	50	3,500		10	50	150		8	48
若狭町	70	70	5,200		5	20	100		5	70
町計	317	317	37,000		70	281	970		50	302
予備	18	18	1,000		30	64	80		33	33
県計	1,060	1,060	312,930	0	240	1,060	5,700	0	180	930